

岩手大学教員養成支援センター規則

平成26年4月1日 制定

令和4年6月30日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第7条の規定に基づき、岩手大学教員養成支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、教職に関する認定課程を有する学部及び研究科と連携・協力し、岩手大学における全学的な教職課程の質保証の観点から教職課程の水準の維持・向上に取り組むとともに学校教育へ貢献することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- 一 教職課程に関する全学的な実施体制の企画・運営・調整に関すること。
- 二 全学的な教職課程の内部質保証に関すること。
- 三 教職課程に関する研修の実施に関すること。
- 四 教職課程の外部評価に関すること。
- 五 教育職員免許状取得希望者への支援等に関すること。
- 六 学校教育への支援等に関すること。
- 七 その他第2条の目的を達成するため必要な業務に関すること。

(職員)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 専任教員
- 四 特任教員
- 五 兼務教員
- 六 その他の職員（以下「センター職員」という。）

(センター長)

第5条 センター長は、センター全般の業務及び運営を統括する。

- 2 センター長は、岩手大学教育学部及び教育学研究科の専任の教授をもって充てる。
- 3 センター長は、学長が教育学部長の推薦を受け選考し任命する。
- 4 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることができない。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長の職を補佐する。

2 副センター長は、岩手大学の専任教員のうちから、当該教員の所属する学部等の長の同意を得て、センター長が推薦し、学長が任命する。

3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(専任教員)

第7条 専任教員は、センターの業務を処理するとともに、教職科目を担当する。

2 専任教員は、岩手県教育委員会との交流人事により派遣された教員をもって充てる。

(特命教員)

第8条 特命教員は、運営委員会が候補者を推薦し、センター長の申請に基づき学長が任命する。

(兼務教員)

第9条 兼務教員は、専任教員と協力しセンターの業務を処理するとともに所属学部等との連絡調整にあたるものとする。

2 兼務教員は、運営委員会が候補者を推薦し、センター長の申請に基づき学長が任命する。

3 センター長は、前項の申請に当たっては、当該教員の所属する学部等の長の同意を得るものとする。

4 兼務教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター職員)

第10条 センター職員は、センターの業務に従事する。

(運営委員会)

第11条 センターの運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する規則は、別に定める。

(庶務)

第12条 センターの庶務は、学務課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年1月31日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年6月30日から施行する。